

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年7月1日
【会社名】	株式会社グルメ杵屋
【英訳名】	GOURMET KINEYA CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 椋本 充士
【本店の所在の場所】	大阪市住之江区北加賀屋三丁目4番7号
【電話番号】	06(6683)1222(代)
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 森田 徹
【最寄りの連絡場所】	大阪市住之江区北加賀屋三丁目4番7号
【電話番号】	06(6683)1222(代)
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 森田 徹
【縦覧に供する場所】	株式会社グルメ杵屋東京支社 (東京都港区浜松町二丁目13番10号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年6月24日に開催された当社第49期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会開催年月日

平成27年6月24日

(2) 議決権状況

議決権を有する株主数 8,149人

総議決権個数 22,334個

(3) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金12円 総額271,155,468円

効力発生日

平成27年6月25日

第2号議案 定款一部変更の件

当社は平成27年10月1日をもって持株会社に移行する予定であります。これに伴い、目的の変更を行うものであります。

社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、会社法第427条の規定により、当社と社外取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第29条（社外取締役との間の責任限定契約）を新設するものであります。

なお、新設に関しましては各監査役の同意を得ております。

上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役に棕本充士氏、森田徹氏、佐伯崇司氏、寺岡成晃氏、西村毅氏、東上床幸治氏、江連裕子氏、アスリチョルパン氏の8名を選任するものであります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役に岩瀬余止秀氏、高木勇三氏の2名を選任するものであります。

第5号議案 補欠監査役2名選任の件

補欠監査役に村上剛志氏、稲田正毅氏の2名を選任するものであります。

第6号議案 監査役報酬額改定の件

経済情勢の変化、監査役報酬体系の変更及びコーポレート・ガバナンス強化のための人材確保の必要性等を勘案のうえ、監査役の報酬額を年額20百万円以内と改定するものであります。

(4) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成	反対	棄権	可決要件	賛成の割合	決議の結果
第1号議案	15,023個	34個	0個	(注)1	99.77%	可決
第2号議案	15,018個	39個	0個	(注)2	99.74%	可決
第3号議案						
棕本 充士	14,978個	79個	0個	(注)3	99.48%	可決
森田 徹	13,883個	1,174個	0個		92.20%	可決
佐伯 崇司	14,982個	75個	0個		99.50%	可決
寺岡 成晃	15,002個	55個	0個		99.63%	可決
西村 毅	13,888個	1,169個	0個		92.24%	可決
東上床 幸治	14,988個	69個	0個		99.54%	可決
江連 裕子	13,856個	1,201個	0個		92.02%	可決
アスリ チョルパン	14,978個	79個	0個		99.48%	可決
第4号議案						
岩瀬 余止秀	15,007個	50個	0個	(注)3	99.67%	可決
高木 勇三	14,999個	58個	0個		99.61%	可決
第5号議案						
村上 剛志	13,878個	1,179個	0個	(注)3	92.17%	可決
稲田 正毅	14,998個	59個	0個		99.61%	可決
第6号議案	13,795個	1,260個	0個	(注)1	91.63%	可決

(注)1. 出席株主の議決権の過半数の賛成

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成

(5) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

第1号議案から第6号議案までのすべての議案は、株主総会前日までの議決権行使書による事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上